

令和 8 年 2 月

第 4 回尼崎市議会定例会議案

( 3 )



## 目 次

### < 報告 >

報告第 1 号 専決処分について（令和 7 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号））

### < 条例 >

議案第 2 2 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について  
議案第 2 3 号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について  
議案第 2 4 号 尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について  
議案第 2 5 号 尼崎市行政手続条例の一部を改正する条例について  
議案第 2 6 号 育児部分休暇制度を創設するための関係条例の整備に関する条例について  
議案第 2 7 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 2 8 号 市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 2 9 号 尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 3 0 号 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 3 1 号 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について  
議案第 3 2 号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 3 3 号 尼崎市立尼崎アウトドアフィールドの設置及び管理に関する条例について  
議案第 3 4 号 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について  
議案第 3 5 号 尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について

- 議案第 36 号 尼崎市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について
- <その他>
- 議案第 40 号 工事請負契約の変更について（本庁舎北館受変電設備改修工事）
- 議案第 41 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 42 号 指定管理者の指定について（総合老人福祉センター）
- 議案第 43 号 児童自立支援施設に係る事務の委託に関する協議について
- 議案第 44 号 株式の譲渡について
- 議案第 45 号 市有地の売払いについて
- 議案第 46 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）

# 報 告



## 報告第1号

### 専決処分について

令和7年度尼崎市一般会計補正予算について、令和8年1月20日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和8年2月18日提出

尼崎市長 松 本 眞

### 令和7年度尼崎市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度尼崎市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187,314千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253,138,202千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 県 支 出 金		18,011,410	186,059	18,197,469
	20 県 委 託 金	222,873	186,059	408,932
60 繰 入 金		6,085,500	1,255	6,086,755
	10 基 金 繰 入 金	5,945,267	1,255	5,946,522
歳 入 合 計		252,950,888	187,314	253,138,202

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総 務 費		28,431,978	187,314	28,619,292
	20 選 挙 費	504,599	187,314	691,913
歳 出 合 計		252,950,888	187,314	253,138,202

(説 明)

衆議院議員総選挙が執行されることに伴い、予算を増額するにあたり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたため、同条第3項の規定により、本案を提出する。

一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 5 号 )

1 歳入歳出予算事項別明細書

報1-4

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	18,011,410	186,059	18,197,469			
20 項 県委託金	222,873	186,059	408,932			
10 目 総務費委託金	164,883	186,059	350,942	選挙委託金	186,059	○ (選挙管理委員会事務局)  衆議院議員総選挙の実施に伴う補正 186,059

歳入  
60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	6,085,500	1,255	6,086,755			
10 項 基金繰入金	5,945,267	1,255	5,946,522			
05 目 財政調整基金繰入金	1,382,783	1,255	1,384,038	財政調整基 金繰入金	1,255	○ (資産統括局)  補正財源として財政調整基金繰入金を補正 1,255

報1-6

歳 出  
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総務費	28,431,978	187,314	28,619,292	特定財源 186,059 一般財源 1,255			
20 項 選挙費	504,599	187,314	691,913	特定財源 186,059 一般財源 1,255			
05 目 選挙管理委員会費	109,065	1,255	110,320	一般財源 1,255	2 給料	931	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 13人 衆議院議員総選挙の実施に伴う補正
					3 職員手当等	113	
					4 共済費	211	
10 目 衆議院議員 選挙費	-	186,059	186,059	県支出金 186,059	1 報酬	11,415	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 4人（選挙管理委員会事務局） ○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員） ○ 投票立会人等報酬 ○ 投票事務従事者等職員手当 ○ 選挙執行関係事業費 衆議院議員総選挙の実施に伴う補正
					3 職員手当等	43,776	
					4 共済費	136	
					7 報償費	94	
					8 旅費	45	
					10 需用費	13,905	
						394	
						8,120	
						3,037	
						43,776	
						130,732	

歳 出  
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
					11 役 務 費	24,253	
					12 委 託 料	82,856	
					13 使用料及び 賃借料	3,729	
					17 備品購入費	5,850	

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考											
		報酬	給料	職員手当	計														
補正後	(2,210) 2,927	4,319,729	11,521,059	11,029,966	26,870,754	5,063,928	31,934,682												
補正前	(1,936) 2,927	4,311,351	11,520,128	10,986,077	26,817,556	5,063,581	31,881,137												
比較	(274) -	8,378	931	43,889	53,198	347	53,545												
職内 手当 の 訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日給	管理職員特別勤務手当	宿日直	夜間勤務手当	管理職	期末勤勉	定時制 通教育手当	産業教育 手当	教員特別 手当	初任給調整 手当	退職手当	
	補正後	289,366	1,091,494	254,262	258,972	181,699	928,095	195,032	813	572	59,501	242,700	6,508,594	1,830	6,661	11,142	10,972	988,261	
	補正前	289,366	1,091,410	254,235	258,970	147,830	918,188	195,032	813	572	59,501	242,700	6,508,594	1,830	6,661	11,142	10,972	988,261	
	比較	-	84	27	2	33,869	9,907	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備考																			

(注) ( ) 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考												
		給 料	職 員 手 当	計															
補 正 後	( 50 ) 2,927	11,521,059	9,628,774	21,149,833	4,164,404	25,314,237													
補 正 前	( 46 ) 2,927	11,520,128	9,584,885	21,105,013	4,164,193	25,269,206													
比 較	( 4 ) -	931	43,889	44,820	211	45,031													
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 信 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	289,366	1,091,494	254,262	258,972	181,699	928,095	195,032	813	572	59,501	242,700	5,107,402	1,830	6,661	11,142	10,972	988,261	
	補 正 前	289,366	1,091,410	254,235	258,970	147,830	918,188	195,032	813	572	59,501	242,700	5,107,402	1,830	6,661	11,142	10,972	988,261	
	比 較	-	84	27	2	33,869	9,907	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備 考																			

(注) ( ) 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

報1-10

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考											
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後	(2,160)	4,319,729		1,401,192	5,720,921	899,524	6,620,445												
補 正 前	(1,890)	4,311,351		1,401,192	5,712,543	899,388	6,611,931												
比 較	(270)	8,378		-	8,378	136	8,514												
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後												1,401,192						
	補 正 前												1,401,192						
	比 較												-						
備 考																			

(注) ( ) 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

(2) 一般職の職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳	(千円)	説明	備考
職員手当	43,889	衆議院議員総選挙の実施に伴う増加分	43,889		特殊勤務手当、時間外勤務手当 等



# 条 例



議案第 22 号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 20 条の 2」を「第 20 条の 2 第 1 項」に改め、「は、」の次に「送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び市長が当該書類を保管し、いつでも当該者に交付する旨（以下この条において「公示事項」という。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「省令」という。）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする」に改める。

第 19 条第 1 項中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「」及び「」という。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市市税条例第 12 条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 23 号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例（昭和 24 年尼崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「2, 041 人」を「2, 050 人」に、「234 人」を「235 人」に改め、同項第 3 号中「253 人」を「252 人」に改め、同項第 4 号中「213 人」を「206 人」に改め、同項第 9 号中「消防職員 467 人」を「消防職員 469 人」に、「1, 467 人」を「1, 469 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

事務事業の執行体制の整備等による職員定数の増減を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



## 議案第 24 号

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

尼崎市事務分掌条例（昭和 42 年尼崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条秘書室の項第 3 号を削る。

第 1 条総合政策局の項を次のように改める。

企画財政局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項
- (3) 予算その他財政に関する事項
- (4) 情報に関する事項
- (5) 公有財産に関する事項
- (6) 検査に関する事項

第 1 条資産統括局の項を削る。

第 1 条総務局の項の前に次の 1 項を加える。

地域協働局

- (1) 協働のまちづくりに関する事項
- (2) 広聴に関する事項
- (3) 文化に関する事項
- (4) 男女共同参画に関する事項
- (5) 人権啓発等及び国際化に関する事項
- (6) 国際交流に関する事項

第 1 条総務局の項第 4 号中「情報及び」を削り、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 市税に関する事項

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

行政需要に即応する体制の確立を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 25 号

尼崎市行政手続条例の一部を改正する条例について

尼崎市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市行政手続条例の一部を改正する条例

尼崎市行政手続条例（平成 8 年尼崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「当該」を「予定される」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「当該」を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「公示の方法により第 1 項」に改め、「、当該者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも当該者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって」を削り、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示は、不利益処分の名宛人となるべき者（以下この項において「対象者」という。）の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに対象者に係る聴聞を行おうとする市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも対象者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合においては、これらの措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、第 1 項の規定による通知が対象者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「通知を」を「規定による通知を」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 2 項中「おいては」の次に「、主宰者は」を加え、同条第 3 項中「の規定」を「及び第 4 項の規定」に、「、当事者」を「当事者」

に改め、「における通知の方法」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第3項中「市長等」とあるのは「第17条第1項に規定する主宰者」と、「第1項」とあるのは「第22条第2項本文」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第22条第3項において読み替えて準用する前項」と、「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「次条第1項に規定する当事者又は第17条第2項に規定する参加人」と、「に、第1項」とあるのは「(同一の対象者に対する2回目以降の第22条第2項本文の規定による通知にあつては、当該日の翌日)に、同項本文」と読み替えるものとする。

第28条第1号及び第2号中「当該」を「予定される」に改める。

第29条中「第16条の」を「第4項並びに第16条の」に、「付与」を「付与に関する手続」に、「同項第3号」を「同条第4項中「前項」とあるのは「第29条において読み替えて準用する前項」と、「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「第16条第1項」を「第1項の」とあるのは「同条の」と、第16条第1項に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「準用する第15条第3項後段」を「読み替えて準用する前条第4項後段」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を同条例及び市の他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(説 明)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタ

ル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 26 号

育児部分休暇制度を創設するための関係条例の整備に関する  
条例について

育児部分休暇制度を創設するための関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

育児部分休暇制度を創設するための関係条例の整備に関する  
条例

(尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和 27 年尼崎市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(育児部分休暇)

第 18 条の 2 任命権者は、職員(市規則で定める者を除く。)がその小学校就学の始期から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子(市規則で定める者を含む。)を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合においては、その請求により、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間の育児部分休暇を与える。

(尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 28 年尼崎市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第 6 号中「子」を「管理者が別に定める期間内にある子」に、「ものに限る」を「者を含む」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児部分休暇（職員がその管理者が別に定める期間内にある子（管理者が別に定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）の承認

（尼崎市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「場合、」の次に「勤務条件条例第18条の2の規定により育児部分休暇を与えられた場合、」を加える。

（尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 尼崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年尼崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「育児時間を与えられる場合」の次に「、勤務条件条例第18条の2の規定により育児部分休暇を与えられる場合」を、「与えられる育児時間」の次に「、育児部分休暇」を加える。

（尼崎市職員の修学部分休業に関する条例及び尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第5条 次に掲げる条例の規定中「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、「第20条」を「第18条の2の規定により育児部分休暇を与えられる場合、同条例第20条」に、「介護時間の」を「育児部分休暇若しくは介護時間の」に改める。

(1) 尼崎市職員の修学部分休業に関する条例（平成31年尼崎市条例第6号）第2条第2項

(2) 尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年尼崎市条例第36号）第2条第2項

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 育児部分休暇の付与に関する手続は、この条例の施行前においても、第1条の規定による改正後の尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び同条例に基づく市規則の規定の例により行うことができる。

(委任)

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、任命権者が、又は市長及び尼崎市公営企業管理者以外の任命権者が市長と協議して定める。

(説明)

育児部分休暇制度の創設に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 27 号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 4 第 2 項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じ、当該アからスまでに」を「66,400 円を超えない範囲内で市規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第 3 号中「55,000 円」を「66,400 円」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で自動車等の駐車のための施設（市規則で定める要件を満たすものに限る。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の月額は、前項（第 1 号に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、同項の規定による額に 5,000 円を超えない範囲内で市規則で定める額を加えて得た額とする。

第 12 条の 4 に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例の一部改正）

2 尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関

する条例（令和４年尼崎市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

付則第２４項中「第５条の規定による改正後の」及び「（以下「改正後の給与条例」という。）」を削り、付則第２５項中「改正後の給与条例第２１条第６項各号」を「同条第６項各号」に改め、付則第２６項中「改正後の給与条例」を「給与条例」に改め、付則第２７項中「改正後の給与条例第４条、給与条例第５条から第９条まで並びに改正後の給与条例第９条の２」を「給与条例第４条から第９条の２まで」に改め、付則第２８項中「第１条の規定による改正後の」を削り、付則第２９項中「第６条の規定による改正後の」を削り、付則第３０項中「第１０条の規定による改正後の」及び「（以下「改正後の育児休業等条例」という。）」を削り、付則第３１項中「改正後の育児休業等条例」を「育児休業等条例」に改め、付則第３３項中「第４条の規定による改正後の」を削る。

（説 明）

国家公務員に準じて、自動車等を使用する者に係る通勤手当の見直しを実施するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 28 号

市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

市長及び副市長の退職手当に関する条例（昭和 54 年尼崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

6 市長（令和 4 年 12 月 2 日からその職にある者に限る。）が令和 8 年 12 月 1 日までに退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の算定に係る第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「額と」とあるのは、「額（市長にあっては、当該額に 100 分の 50 を乗じて得た額）と」とする。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは、「付則第 6 項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

付 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

（説 明）

現市長の退職手当を減額するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 29 号

尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市職員の給与に関する条例(昭和 32 年尼崎市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条の 4 第 1 項中「8, 200 円」を「7, 700 円」に、「応じて、」を「応じ、次項に規定する校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「前 2 項に規定するもののほか、」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 13 条第 2 項の条例で定める校務の種類は、市長の承認を得て教育委員会規則で定める。

別表第 2 ア 摘要 2 を次のように改める。

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に当該職員の区分に応じ当該

(1)又は(2)に定める額をそれぞれ加算した額とする。

(1) その等級が 4 級である職員 11, 500 円

(2) その等級が 5 級である職員 3, 800 円

別表第 2 イ 摘要 2 中「7, 500 円」を「11, 500 円」に改める。

(尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 18 年尼崎

市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表特殊業務手当の項中「4時間」を「1時間」に、「8時間」を「4時間」に、「7,500円」を「8,000円」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定(尼崎市職員の給与に関する条例第21条の4第1項の改正規定(「8,200円」を「7,700円」に改める部分に限る。))を除く。以下同じ。)による改正後の同条例(以下「改正後の給与条例」という。)及び第2条の規定による改正後の尼崎市教育職員の特務手当に関する条例(以下「改正後の教育職員特務手当条例」という。)の規定は、令和8年1月1日から適用する。

(特務手当以外の給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の尼崎市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(次項に規定する特務手当を除く。以下同じ。)は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(特務手当の内払)

- 4 改正後の教育職員特務手当条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の尼崎市教育職員の特務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特務手当(同条例別表特殊業務手当の項の中欄に掲げる業務(学校の管理下において行う非常災害時等における緊急の業務に限る。))に係る同項の左欄に掲げる特務手当に限る。以下同じ。)は、改正後の教育職員特務手当条例の規定による特務手当の内払とみなす。

(説 明)

教育職員の給与制度を改正するため、条例改正が必要であることか

ら、本案を提出する。



議案第30号

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月18日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年尼崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

次に掲げる教育職員には、1月につき、その者の給料月額に当該教育職員の区分に応じ当該号に定める割合を乗じて得た額の教職調整額を支給する。

- (1) 尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第2号アに規定する教育職給料表(一)の適用を受ける教育職員でその等級が3級以下であるもの 100分の10
- (2) 給与条例第3条第1項第2号イに規定する教育職給料表(二)の適用を受ける教育職員でその等級が1級又は2級であるもの 100分の4

第4条中「同項の」及び「当該」を削る。

付則第6項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（教職調整額の金額の特例）」を付し、付則に次の1項を加える。

- 7 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第3条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の10」とあるのは、次表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 8 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 5
令和 9 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 6
令和 1 0 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 7
令和 1 1 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 8
令和 1 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 9

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 8 年 1 月 1 日から適用する。

(教職調整額等の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の規定に基づいて支給された教職調整額等は、改正後の条例等の規定による教職調整額等の内払とみなす。

(説 明)

教育職員の給与制度を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 1 号

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険条例（平成 1 2 年尼崎市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 6 号ア中「令附則第 2 3 条第 1 項（同条第 2 項及び第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する」を削る。

第 9 条中「、当該保険料の納付義務者からの申請により」を削る。

付則に次の 1 項を加える。

（令和 8 年度における保険料率の特例）

1 8 令和 8 年度における保険料率に係る第 5 条の規定の適用については、同条第 1 号中「に掲げる者」とあるのは「（令附則第 2 4 条第 1 項から第 3 項までの規定により令の規定を読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる者（令附則第 2 5 条第 1 項の規定が適用されることにより同号イ（(1)に限る。）及びハのいずれにも該当しないこととなる者を除く。）」と、同条第 2 号中「に掲げる者」とあるのは「（令附則第 2 4 条第 1 項から第 3 項までの規定により令の規定を読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる者（令附則第 2 5 条第 1 項の規定が適用されることにより同号イに該当しないこととなる者を除く。）」と、同条第 3 号中「者」とあるのは「者（令附則第 2 5 条第 1 項の規定が適用されることにより同号イに該当しないこととなる者を除く。）」と、同条第 4 号中「に掲げる者」とあるのは「（令附則第 2 4 条第 1 項から第 3 項までの規定により令の規定を読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる者（令附則第 2 5 条第 2 項の規定が適用されることにより同号イに該当しないこととなる者を除く。）」と、同条第 5 号中「者」とあるのは「者（令附則第 2 5 条第 2 項の規定が適

用されることにより同号イに該当しないこととなる者を除く。）」と、同条第6号ア中「に規定する」とあるのは「（令附則第24条第1項から第3項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する」とするほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。この場合において、前項中「第5条の」とあるのは「第5条（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、「の規定に」とあるのは「及び第18項の規定に」とする。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）等の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 2 号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日 提出

尼崎市 長 松 本 眞

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年尼崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 号を次のように改める。

(10) 被保険者等負担額 療養の給付等が行われる場合におけるその行われる療養の給付等に係る医療（以下「対象医療」という。）に要する費用の額から次に掲げる額の合計額を控除した額をいう。

ア 対象医療について国民健康保険法、高齢者医療確保法又は第 8 号アからオまでに掲げる法律（以下これらを「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付を行う者（以下アにおいて「保険者」という。）が負担すべき額（医療保険各法（その委任に基づく命令、条例その他の規程等を含む。イにおいて同じ。）の規定に基づき保険者が対象医療について療養の給付等その他市長が別に定める給付と併せてこれらに準ずる給付を行う場合にあっては、その行う給付の額を含む。）

イ 対象医療について医療に関する給付で医療保険各法以外の法令、条例その他の規程等の規定に基づき国、地方公共団体その他公共的団体の負担において行われるもの（この条例による医療費の助成（以下「医療費助成」という。）その他市長が別に定める給付を除く。）が行われる場合にあっては、その行われる給付の額

第 2 条第 1 1 号ア中「療養の給付等に係る医療（以下「対象医療」という。）」を「対象医療」に改める。

第 3 条第 1 項中「この条例による医療費の助成（以下「」を削り、

「という。)を」を「を」に改める。

第4条第1項中「にあつては、精神疾患による疾病を除く」を「の精神疾患にあつては、その医療について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の規定による自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の支給を受ける場合におけるものに限る」に改め、同項第1号ア中「国民健康保険法又は第2条第8号アからオまでに掲げる法律（以下「」を削り、「」という）を「（高齢者医療確保法を除く。イにおいて同じ）」に改め、同項第6号イ中「又は高齢者医療確保法」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第2条第10号及び第11号ア、第3条第1項並びに第4条第1項第1号ア及び第6号イの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の対象医療（改正後の条例第2条第10号に規定する対象医療をいう。以下同じ。）に係る医療費助成（同号イに規定する医療費助成をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の対象医療に係る医療費助成については、なお従前の例による。

（説 明）

兵庫県の福祉医療費助成制度の改正に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 33 号

尼崎市立尼崎アウトドアフィールドの設置及び管理に関する  
条例について

尼崎市立尼崎アウトドアフィールドの設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立尼崎アウトドアフィールドの設置及び管理に関する  
条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立尼崎アウトドアフィールド（以下「キャンプ場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 野外活動を通じて青少年の健全な育成及び市民の福祉の増進を図るための施設としてキャンプ場を設置する。

(位置)

第 3 条 キャンプ場の位置は、兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山 6 番地の 1 とする。

(事業)

第 4 条 キャンプ場は、第 2 条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 野外活動の場の提供に関すること。
- (2) 野外活動を通じたレクリエーションの場の提供に関すること。
- (3) 野外活動の普及に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(休場日等)

第 5 条 キャンプ場の休場日は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その休場日を変更し、又は臨時にキャンプ場の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(利用の許可等)

第6条 キャンプ場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) キャンプ場の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) 第4条各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。
- (4) その他キャンプ場の管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が別に定める場合においては、後納しなければならない。

2 前項の使用料（以下「使用料」という。）は、規則で定める特別の理由があるときは、これを減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第8条 キャンプ場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。
- (2) キャンプ場の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (3) その他規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は当該規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) その他市長がキャンプ場の管理上支障があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第10条 自己の責めに帰すべき事由によりキャンプ場の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(キャンプ場の管理)

第11条 キャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、キャンプ場の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) キャンプ場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) キャンプ場の管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第14条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 利用許可、その取消しその他キャンプ場の利用に関すること。
- (3) 使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) キャンプ場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、キャンプ場の管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、キャンプ場の管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例(昭和41年尼崎市条例第1号)は、廃止する。

(準備行為)

3 利用許可に関する手続、指定管理者の指定に関する手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

(尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

4 尼崎市指定管理者選定委員会条例（平成25年尼崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1第18項及び別表第2第9項中「尼崎市立青少年いこいの家」を「尼崎市立尼崎アウトドアフィールド」に改める。

別表

1 施設の使用料

区 分			使用料（1人につき）	
			大人	小人
宿泊利用	電源設備を有するキャンプサイト	市内区分	800円	400円
		市外区分	2,000円	1,000円
	電源設備を有しないキャンプサイト	市内区分	600円	300円
		市外区分	1,600円	800円
日帰り利用		市内区分	400円	200円
		市外区分	1,200円	600円

備考

- 1 「宿泊利用」とは、午後2時からその翌日の午前11時までの利用をいう。
- 2 「日帰り利用」とは、午前11時から午後4時までの利用をいう。
- 3 「市内区分」とは、本市若しくは兵庫県川辺郡猪名川町の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、若しくは当該区域内に存する学校等に通学する個人又は当該区域内に事務所若しくは事業所を有する法人等（以下「市内居住者等」という。）が利用許可を受けた場合における利用の区分をいう。
- 4 「市外区分」とは、市内居住者等のいずれにも該当しないものが利用許可を受けた場合における利用の区分をいう。
- 5 「大人」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者をいう。
- 6 「小人」とは、5に規定する大人及び3歳未満の者以外の者をいう。

2 付属設備の使用料

規則で定める額

(説明)

尼崎市立尼崎アウトドアフィールドを設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 34 号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例

(尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和 27 年尼崎  
市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「第 6 条第 4 項」を「第 6 条第 5 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「本市内」を「本市の区域内」に改め、同条に次の  
1 項を加える。

3 乳児等通園支援事業(法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通  
園支援事業をいい、規則で定める保育所、日及び時間帯において規  
則で定める時間の範囲内で行われるものに限る。以下同じ。)を利用  
することができる者は、乳児又は幼児(同項に規定する乳児又は  
幼児で、支援法第 30 条の 16 に規定する乳児等支援給付認定子ど  
もであるものに限る。)で規則で定める要件を備えるもの(以下  
「事業利用対象乳幼児」という。)及びその保護者とする。

第 6 条第 1 項中「当該」を「その」に改め、同条第 2 項中「は、当  
該」を「は、その受けている」に、「おいて、当該」を「おいて、」  
に改め、同条第 3 項中「当該」を「その」に改め、同条第 4 項中「又  
は前項」を「、第 3 項」に、「いう。)(」を「いう。)(又は前項の  
許可(以下「事業利用許可」という。)(」に改め、同項を同条第 5  
項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 事業利用対象乳幼児の保護者は、乳児等通園支援事業を利用しよ  
うとするときは、その利用に係る事業利用対象乳幼児ごとに市長の

許可を受けなければならない。

第7条（見出しを含む。）中「又は一時預かり保育許可」を「、一時預かり保育許可又は事業利用許可」に改める。

第8条の見出しを「（保育料及び使用料）」に改め、同条第1項中「保育料」の次に「（第3項の保育料を除く。）」を加え、同条第2項中「以下この項において同じ。」を削り、「当該入所許可者の」を「その」に改め、同条第3項中「入所許可者」の前に「延長保育許可を受けている」を加え、同条第4項中「当該」を「その受けた」に改め、同条第6項中「保育料」の次に「及び使用料」を加え、同項ただし書中「と認める」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項中「市長」を「第2項から第4項までの保育料（以下「保育料」という。）及び前項の使用料（以下「使用料」という。）」に、「と認めるときは、保育料」を「ときは、これら」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 事業利用許可を受けた者（以下「事業利用保護者」という。）は、利用時間1時間につき規則で定める額の使用料を前納しなければならない。

第10条第1項第2号中「当該」を「その受けている」に改め、同項第4号中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改め、「（以下「減免処分」という。）」を削り、「当該減免処分」を「その受けている当該減免」に改め、同条第2項第1号中「当該」を「その」に改める。

第12条第1項第1号中「又は一時預かり保育許可者」を「、一時預かり保育許可者又は事業利用保護者」に改め、同項第2号中「が入所対象乳幼児」を「、一時預かり乳幼児又は事業利用許可に係る事業利用対象乳幼児が、それぞれ入所対象乳幼児、一時預かり対象乳幼児又は事業利用対象乳幼児」に改め、同項第3号中「これらの」を「当該」に改め、同条第4項中「、減免処分」を「、第8条第6項の規定による保育料又は使用料の減免（以下「減免処分」という。）」に改め、同項第2号中「第8条第5項に規定する」を「第8条第6項の」

に、「当該」を「その取り消そうとする」に改め、同条第5項中「本市」を「市」に改める。

(尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部改正)

第2条 尼崎市子ども・子育て審議会条例(平成25年尼崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第3号」を「第4号」に改める。

(尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例の一部改正)

第3条 尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例(平成26年尼崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第13条第1項(法第30条の3)」を「第13条(法第30条の3及び第30条の13)」に、「及び」を「並びに」に、「第13条第1項の」を「第13条の」に改め、同条第2号中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第3号中「又は」を削り、「返還を」の次に「求められ、又は法第30条の18第2項の規定により乳児等支援支給認定証の返還を」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(特定乳児等通園支援事業の運営の基準)

第4条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第5項に規定する事業利用許可に関する手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

（説 明）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 35 号

尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について

尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

尼崎市公設地方卸売市場業務条例（平成 18 年尼崎市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

目次中「方法」を「方法等」に、「第 39 条」を「第 39 条の 2」に改める。

第 3 章の章名を次のように改める。

第 3 章 売買取引及び決済の方法等

第 3 章中第 39 条の次に次の 1 条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第 39 条の 2 市長は、別に定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 第 4 条の市場の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等（以下「指定飲食料品等」という。）の全部又は一部が含まれる場合にあっては、その含まれる指定飲食料品等（市場において取扱予定のないものを除く。以下この号において同じ。）及び当該指定飲食料品等に係る同項第 1 号に規定する指標

(2) 食品等持続的供給法第 36 条各号に掲げる措置の内容

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日又は卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 14 条において読み替えて準用する同法第 6 条第 1 項の規定に

より市が兵庫県知事の認定を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

（説 明）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 36 号

尼崎市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について  
尼崎市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例  
尼崎市犯罪被害者等支援条例（平成 27 年尼崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「は、」の次に「それぞれ」を加え、同条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた行為で人の生命又は身体を害する罪その他市長が別に定める罪に当たるもの（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(4) 性犯罪行為 犯罪行為のうち、刑法第 177 条の罪その他市長が別に定める罪に係るものをいう。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 犯罪被害 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 犯罪行為により死亡したこと。

イ 犯罪行為による心身の被害を原因として死亡したこと。

ウ 性犯罪行為以外の犯罪行為により重傷病（療養に 1 月以上の期間を要する傷害又は疾病をいう。以下同じ。）が生じたこと。

エ 性犯罪行為以外の犯罪行為による心身の被害を原因として重傷病が生じたこと。

オ 性犯罪行為により心身に被害が生じたこと（ア又はイのいずれ

かに該当するものを除く。 ) 。

第 3 条中「犯罪被害者等に対する」の前に「全ての犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有することを基本として、」を加える。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 市は、犯罪被害者等の負担の軽減等を図るための総合相談窓口を設置するものとする。

第 7 条中「当該」を「その」に、「規則で」を「市長が別に」に、「又は重症病見舞金（以下」を「、重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金（以下これらを」に改める。

第 8 条中「見舞金の支給」を「前条の規定による見舞金の支給（以下「見舞金の支給」という。）」に、「次に」を「次の各号に」に、「当該号」を「当該各号」に改め、同条第 1 号中「のうち犯罪行為により死亡した」を「で、犯罪被害のうち第 2 条第 5 号ア又はイのいずれかに該当するものを受けた」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 重傷病見舞金 特定犯罪被害者等で、犯罪被害のうち第 2 条第 5 号ウ又はエのいずれかに該当するものを受けたもの

第 8 条に次の 1 号を加える。

(3) 性犯罪被害見舞金 特定犯罪被害者等で、犯罪被害のうち第 2 条第 5 号オに該当するものを受けたもの

第 9 条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。

第 10 条第 1 項中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 11 条第 1 号中「当該特定犯罪被害者等にもその責」を「その責め」に改め、同条第 2 号中「見舞金を支給する」を「見舞金の支給をする」に、「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 13 条を次のように改める。

(家事又は育児に関する支援)

第 13 条 市は、見舞金の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）でその犯罪被害により十分に家事又は育児を行うことが困難になったもの（市長が別に定める要件を満たす者に限る。）

に対し、市長が別に定めるところにより、家事又は育児に関する援助に要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。

第14条を削る。

第15条の見出し中「の支援」を「に関する支援」に改め、同条第1項中「で犯罪被害」を「でその犯罪被害」に、「規則で」を「市長が別に」に、「転居した」を「転居する」に、「要した」を「要する」に改め、「の一部」及び「（以下「居住安定の支援」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（行政手続等に関する支援）

第15条 市は、受給資格者でその犯罪被害により行政手続等を行う必要が生じたもの（市長が別に定める要件を満たす者に限る。）に対し、市長が別に定めるところにより、その行政手続等を弁護士等に委任するために要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。

第18条中「規則で」を「市長が」に改め、同条を第21条とし、第17条を第20条とする。

第16条中「犯罪被害者に」を「犯罪被害者等に」に改め、同条を第19条とし、同条の前に次の3条を加える。

（遺体の搬送に関する支援）

第16条 市は、受給資格者（第8条第1号に定める者に限る。）でその特定犯罪死亡者の遺体を搬送する必要が生じたもの（市長が別に定める要件を満たす者に限る。）に対し、市長が別に定めるところにより、その搬送に要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。

（助成等支援の申請）

第17条 第13条から前条までの規定による費用の助成その他の必要な支援（以下「助成等支援」という。）を受けようとする受給資格者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、犯罪被害が発生した日から1年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(助成等支援の中止等)

第18条 市長は、偽りその他不正の手段により助成等支援を受けた者があるときは、その受けた助成等支援を中止し、又は当該者に対し、その助成した費用の全部若しくは一部を返還させ、若しくは当該助成等支援（費用の助成を除く。）に要した費用の全部若しくは一部を支払わせることができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の尼崎市犯罪被害者等支援条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る改正後の条例第8条に規定する見舞金の支給及び改正後の条例第17条第1項に規定する助成等支援について適用し、同日前の申請に係るこの条例による改正前の尼崎市犯罪被害者等支援条例第7条の規定による同条に規定する見舞金の支給及び同条例第13条第1項又は第15条第1項の規定による費用の助成その他の必要な支援については、なお従前の例による。

(委任)

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(説 明)

犯罪被害者等への支援の拡充を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 37 号

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部  
を改正する条例について

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部  
を改正する条例

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 3 年尼崎  
市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。次号におい  
て同じ。）」を加える。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

駐車場法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 43 号）の  
制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 38 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第 1 第 5 2 項中「第 137 条の 1 2 第 6 項又は第 7 項」を「第 137 条の 1 2 第 1 1 項又は第 1 2 項」に改める。

別表第 5 第 1 項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 1 項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 第 1 項」に、「要除却認定マンションの建替え」を「要除却等認定マンションに係るマンションの建替え」に、「の容積率」を「又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さ」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 5 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出

する。

議案第39号

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月18日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例

尼崎市火災予防条例（昭和37年尼崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項を次のように改める。

一般サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備で簡易サウナ設備以外のものをいう。以下同じ。）には、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。

第7条の2第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に、「の規定」を「及び前条第1項第1号の規定」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下であり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる数値以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火

災が発生した際に速やかに使用することができる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第30条の7第1項第1号中「その他」を「、感震ブレーカーその他」に改める。

第55条中「、次の各号に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第55条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。ただし、第30条の7第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている設備でこの条例による改正後の尼崎市火災予防条例第7条の2第1項に規定する簡易サウナ設備に該当するもののうち同条第2項において準用する尼崎市火災予防条例第5条第1項の規定に適合しないものに係る位置、構造及び管理の基準については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

火災予防条例（例）の一部改正に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他



議案第40号

工事請負契約の変更について

本庁舎北館受変電設備改修工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和8年2月18日提出

尼崎市長 松 本 眞

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的    | 本庁舎北館受変電設備改修工事請負契約の変更のため                        |
| 2 | 契約の内容    | 工事場所 尼崎市東七松町1丁目23番1号<br>工事概要 電気設備工事             |
| 3 | 変更後の契約金額 | 547,008,000円                                    |
| 4 | 契約の相手方   | 尼崎市武庫之荘6丁目24番16号<br>不二電気工事株式会社<br>代表取締役 藤 田 勝 彦 |

(説明)

令和5年9月21日に議決された本庁舎北館受変電設備改修工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

## I 工事概要

種別	内 容	
電 気	電気設備工事	
	幹線設備工事	一式
	受変電設備工事	一式
	発電設備工事	一式
	中央監視設備工事	一式
	その他付帯設備工事	一式
	今回変更内容	
	賃金又は物価の変動に伴う全体スライドの適用等 (尼崎市工事請負契約約款第26条第1項関係) 停電作業日確保に伴う工期の延長	

## II 議決契約

- 1 契約の目的 本庁舎北館受変電設備改修工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
工事概要 電気設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 458,700,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市武庫之荘6丁目24番16号  
不二電気工事株式会社  
代表取締役 藤 田 文 基

## 議案第 4 1 号

### 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 8 日 提出

尼崎市 長 松 本 眞

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 契約の目的   | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること       |
| 2 | 契約の期間   | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで        |
| 3 | 契約の金額   | 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円を上限とする額                |
| 4 | 契約の方法   | 随意契約                                      |
| 5 | 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から 3 0 日以内に一括払い           |
| 6 | 契約の相手方  | 大阪市西淀川区姫里 3 丁目 1 1 番 3 0 号<br>公認会計士 池 田 学 |

### (説 明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 の規定により、本案を提出する。



議案第 4 2 号

指定管理者の指定について

総合老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 8 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 総合老人福祉センター   |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市東難波町 4 丁目 9 番 2 5 号                                     |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市南武庫之荘 3 丁目 2 4 番 5 号<br>社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会<br>理事長 松 原 一 郎 |
| 4 | 指定期間  | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで                       |

( 説 明 )

総合老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。



議案第43号

児童自立支援施設に係る事務の委託に関する協議について

児童自立支援施設に係る事務を次の規約により、兵庫県に委託することについて協議するため、議決を求める。

令和8年2月18日提出

尼崎市長 松 本 眞

児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 尼崎市（以下「市」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設において行う児童に対する指導及び自立の支援並びに当該施設を退所した者に対する相談その他の援助に係る事務（以下「委託事務」という。）を兵庫県（以下「県」という。）に委託し、県はこれを受託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とする。

2 前項の経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、兵庫県知事（以下「知事」という。）が尼崎市長（以下「市長」という。）と協議して別に定めるものとする。

(予算の計上)

第4条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、県歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(廃止による決算等の措置)

第5条 委託事務を廃止する場合は、知事は、当該廃止の日をもって委託事務の管理及び執行に要する収支を打ち切り、決算するものとする。この場合における処理については、知事と市長とが協議して定めるものとする。

(補則)

第6条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、知事と市長とが協議して定めるものとする。

付 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本案を提出する。

議案第 4 4 号

株式の譲渡について

株式を次のとおり譲渡するため、議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 譲渡の目的 バス運行の効率化を進め、公共交通の維持を図るため

2 譲渡する株式

種 類	品 名	数 量
有価証券	尼崎交通事業振興株式会社株式	5 9 株

3 譲渡の相手方 尼崎市大庄川田町 1 0 8 番地の 1

阪神バス株式会社

代表取締役社長 城 島 和 弘

4 譲渡価格 1 9 9 , 9 7 8 , 0 2 2 円

(説 明)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、本案を提出する。



議案第 45 号

市有地の売払いについて

市有地を次のとおり売り払うため、議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 売払いの目的 尼崎市立富松住宅跡地を住宅開発用地として活用  
するため

2 売払いの市有地

所在地番	地目	面積
尼崎市富松町 3 丁目 1 9 2 番 2	宅地	1 0, 2 3 4. 5 0 平方メートル
尼崎市富松町 3 丁目 1 9 2 番 4	宅地	1 2. 6 3 平方メートル
尼崎市富松町 3 丁目 1 9 2 番 5	用悪水路	3 8. 4 0 平方メートル
計		1 0, 2 8 5. 5 3 平方メートル

3 売払いの金額 7 8 0, 0 0 0, 0 0 0 円

4 売払いの相手方 岸和田市土生町 1 丁目 4 番 2 3 号

フジ住宅株式会社

代表取締役 宮 脇 宣 綱

(説 明)

尼崎市立富松住宅跡地を売り払うため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出する。



議案第46号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和8年2月18日提出

尼崎市長 松 本 眞

- 1 事 件 名 建物明渡し等請求事件  
保証債務履行請求事件
- 2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部
- 3 当 事 者 原 告  
尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 眞

被 告

個人A

同

個人B

同

個人C

同

個人D

同

個人E

同

個人F（個人Aの連帯保証人）

同

個人G（個人Bの連帯保証人）

- 4 事件の概要 (1) 建物明渡し等請求事件

ア 原告本市は、本市が設置している住宅（以下「本市住宅」という。）の入居者たる被告個人

A、個人B及び個人Cに対して、再三にわたり滞納家賃を支払うよう求めたが、同被告らはこれに応じないので、滞納家賃の支払、賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金（以下「使用損害金」という。）の支払の判決を求めるもの

イ 原告本市は、本市住宅を不法に占有しており、かつ、本市住宅の入居者たる被告個人Cの承継前の入居者（以下「前入居者」という。）が負うべき家賃債務等の連帯保証人である被告個人Dに対して、再三にわたり本市住宅の明渡し及び前入居者が支払うべき滞納家賃の額に相当する額の金員の支払を求めたが、同被告はこれらのいずれにも応じないので、当該明渡し並びに当該金員及び当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

ウ 原告本市は、本市住宅を不法に占有している被告個人Eに対して、再三にわたり本市住宅の明渡しを求めたが、同被告はこれに応じないので、当該明渡し及び当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

## (2) 保証債務履行請求事件

原告本市は、本市住宅の入居者たる被告個人A及び個人B（以下「被告個人Aら」という。）が負うべき家賃債務等の連帯保証人である被告個人F及び個人G（以下「被告個人Fら」という。）に対して、再三にわたり被告個人Aらが

支払うべき滞納家賃の額に相当する額の金員を支払うよう求めたが、被告個人Fらはこれに応じないので、当該滞納家賃及び被告個人Aらに係る賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡しに至るまでの使用損害金の額に相当する額の金員の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更  
その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。